

11 人口減少下におけるICTを活用した学びの保障について

我が国では教育基本法における教育の機会均等の理念を実現すべく、学校教育法等に基づき学校を設置し、全ての子ども達が安心して学ぶことができるよう、各学校に必要な教員の配置や施設の整備等に取り組んできた。

しかし、人口減少下において、特に過疎化が進み生徒数が減少している地域の中学校等では、一部の教科で、免許を有する教員の配置が非常に困難になっており、学びの場としての学校の存続が危ぶまれている。

このため、学校を存続し、子どもたちが生まれ育った地域で十分な教育を享受できるよう、過疎地域の学校と教員が配置されている都市部の学校など、複数の学校等をつなぐICTを活用した遠隔教育を更に推進する必要がある。

また、近年、不登校児童生徒数が増加しており、様々な理由により教育を受ける機会を逸している子どもたちへの学びの機会の保障が急務である。

そのため、多様な子どもたちが誰一人取り残されないよう、義務教育段階において、いつでも、どこでも、どのような状況にあっても学ぶことができる環境を整備する必要がある。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 中学校等における遠隔教育の推進について

文部科学省への申請や報告等が必要とされている遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること。また、遠隔教育を推進するための人的財政的支援を充実すること。

2 義務教育段階における通信制学校の設置について

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られない子どもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること。